

# 秋田県下水道協会排水設備工事責任技術者の資格認定及び登録等に関する要綱

## 第1章 総 則

### (趣旨)

第1条 この要綱は、秋田県下水道協会（以下「協会」という。）が実施する排水設備工事責任技術者の資格認定、資格登録及び登録更新のための必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 条例等 協会に加入している各市町村ごとに定められる下水道事業の実施に関する条例、規則等をいう。
- 二 排水設備工事 下水道法第10条第1項に規定する排水設備（屋内の排水管、これに固着する洗面器及び水洗便所のタンク並びに便器を含み、し尿浄化槽を除く。）の工事をいう。
- 三 排水設備工事責任技術者 市町村の長が、条例等に基づき、排水設備工事の設計、施工等に関し、技能を有する者として認め登録した者（以下「責任技術者」という。）をいう。
- 四 指定工事店 市町村の長が、条例等に基づき、排水設備工事の施工を認め指定した下水道排水設備工事業者をいう。

## 第2章 責任技術者の試験

### (責任技術者資格認定試験)

第3条 協会は、責任技術者の資格認定にあたって、排水設備工事責任技術者資格認定試験（以下「試験」という。）を行うものとする。

### (試験の方式及び内容)

第4条 試験は筆記試験とし、その内容は、下水道に関する一般知識、排水設備に関する法令、事務手続き、設計及び施行並びに維持管理に関するものとする。

- 2 試験に出題する問題（以下「試験問題」という。）は、社団法人日本下水道協会（以下「協会本部」という。）が作成する共通試験問題とするものとする。ただし、協会は、地域の実情等を加味した試験を追加できるものとする。

### (講習)

第4条の2 協会は、試験の受験者を対象に試験の前に講習会（以下「受験者講習」という。）を開催するものとする。

### (試験及び受験者講習)

第5条 試験及び受験者講習は、毎年1回実施するものとする。

- 2 試験及び受験者講習の実施日については、会長が定める。

(試験の受験資格)

第6条 試験を受験できる者は、試験の実施日において、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校又は旧中学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校以上の学校の土木工学科、土木科、農業土木科、農業工学科、建築科、建築工学科、設備工学科及び衛生工学科、又はこれに該当すると会長が認めた課程を修了して卒業した者
  - 二 学校教育法による高等学校又は旧中学校令による中等学校以上の学校を卒業した者で、下水道工事又は排水設備工事の設計又は施工に関し、第7条に規定する試験の受験申込みを行った日（以下「受験申込み日」という。）において1年以上の実務の経験を有する者
  - 三 下水道工事又は排水設備工事の設計又は施工に関し、受験申込み日において2年以上の実務の経験を有する者
  - 四 前各号に掲げる者に準ずるものとして、会長が認めた者
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する者は、試験を受験することは出来ない。
- 一 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
  - 二 第16条の規定により責任技術者としての業務の禁止処分を受け、受験申込み日において2年を経過していない者
  - 三 前各号に掲げる者のほか、会長が受験を不相当と認めた者

(試験の受験申込み)

第7条 試験を受験しようとする者は、会長が定める期間内に、排水設備工事責任技術者受講・受験申込書（様式第1号。以下「受講・受験申込書」という。）に次の各号に掲げる書類を添付して申込み手続きをしようとする市町村（以下「所属市町村」という。）に提出しなければならない。

- 一 写真
  - 二 その他会長が必要とする書類
- 2 市町村は、受講・受験申込書の提出を受けた場合は、第6条に規定する受験資格を確認のうえ、当該受講・受験申込書等を取りまとめて、会長が定める期間までに会長に送付するものとする
- 3 会長は、受講・受験申込書の送付を受けた場合は、速やかに、試験の受験申込み者に、受講・受験票（様式第2号）を送付するものとする。

(試験及び受験者講習の実施)

第8条 試験及び受験者講習の実施に必要な事項については、会長が別に定める。

(試験結果の通知)

第9条 会長は、試験の合格者（以下「合格者」という。）に対して合格通知書（様式第3号）を送付するとともに、試験の不合格者に対して通知書（様式第4号）を送付するものとする。

- 2 会長は、当該市町村で受験申込みをした者の試験の結果について、当該市町村に通知するものとする。

(試験の合格の取消)

第10条 会長は、合格者が次の各号の一に該当するときは、試験の合格を取り消すことができる。

- 一 試験の受験資格がないことが判明したとき
  - 二 不正行為等により、試験に合格したことが判明したとき
  - 三 その他、責任技術者としての適格性に欠けると判断されたとき
- 2 会長は、合格者のうち、前項の規定により、試験の合格を取り消した場合は、その旨を当該合格者及び市町村に通知するものとする。

第3章 責任技術者の登録

(登録)

第11条 合格者のうち責任技術者の登録をしようとする者は、試験の受験申込みを行った市町村を経由し、会長の定める日まで、次の各号に掲げる書類を添えて、排水設備工事責任技術者登録申請書(様式第5号)を会長に提出しなければならない。

- 一 写真1枚
  - 二 合格通知書の写し
  - 三 その他会長が必要とする書類
- 2 前項の申請を受けた市町村は、書類を審査のうえ、会長に送付するものとする。
- 3 合格者が、第1項の期日までに申請をしないときは、登録する資格を失うものとする。

(登録の有効期間)

第12条 登録の有効期間は、合格の日から最初に到来する4月1日を始期として、合格の日から5年を経過して最初に到来する3月31日までとする。

(排水設備工事責任技術者証)

第13条 会長は、責任技術者の登録を行ったときは、その者に対し、排水設備工事責任技術者証(様式第6号。以下「責任技術者証」という。)を交付しなければならない。

- 2 前項の交付については、会長は、各市町村を通じて、当該責任技術者に責任技術者証を送付するものとする。
- 3 責任技術者は、責任技術者証を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。
- 4 責任技術者は、第16条の規定により、登録の抹消又は資格の停止を受けたときは、遅滞なく責任技術者証を所属市町村を経由して、会長に返納しなければならない。
- 5 責任技術者は、責任技術者証を汚損し、又は紛失したときは、所属市町村を経由して、排水設備工事責任技術者証再交付申請書(様式第7号)により、会長に申請し、再交付を受けることができる。

(兼職の禁止)

第14条 責任技術者は、所属する指定工事店の責任技術者と、それ以外の指定工事店の責任技術者とを兼ねることができない。

(登録内容の変更)

第15条 既に登録を受けている責任技術者は、登録内容に変更があった場合は、所属市町村を経由して、排水設備工事責任技術者証登録変更届(様式第8号。以下「登録変更届」という。)に次の各号に掲げる書類を添付して、会長に提出しなければならない。

- 一 責任技術者証
- 二 その他会長が必要とする書類
- 2 所属市町村を変更しようとする場合は、現在の所属市町村及び新たな所属市町村の確認を受けてから、新たな所属市町村を経由して、登録変更届を会長に提出しなければならない。
- 3 会長は、前2項に規定する届が提出されたときは、登録内容を変更し、当該責任技術者に新たに責任技術者証を交付するものとする。
- 4 前項の交付については、所属市町村を通じて行うものとする。

(登録の抹消等)

第16条 会長は、責任技術者が、次の各号の一に該当するときは、登録の抹消又は資格の停止をすることができる。

- 一 第10条第1項の規定により、試験の合格の取り消しがあったとき
- 二 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者になったとき
- 三 第18条第1項の規定による登録の更新をしなかったとき
- 四 登録の辞退届があったとき
- 五 死亡したとき
- 六 この要綱に違反したとき

(市町村の通知義務)

第17条 市町村は、前条各号の事実があったとき、又は判明したときは、直ちに会長に通知するものとする。

- 2 会長は、前項の通知に基づき、登録を抹消し、又は資格を停止したときは、その結果について、各市町村に周知するものとする。

#### 第4章 責任技術者の登録更新

(登録の更新)

第18条 責任技術者は、登録期間終了後、引続き登録をしようとするときは、登録の更新(以下「登録更新」という。)をしなければならない。

- 2 登録更新を受けようとする責任技術者は、技能の維持確認及び法律的知識の習得等を目的とする登録更新のための講習(以下「更新講習」という。)を受講しなければならない。
- 3 会長は、前2項の規定により更新手続きをした者で、登録期間内に一度も指定工事店に所属しない者に対しては、関係市町村の意見を参考にして更新を拒否することができる。

(更新講習)

第19条 更新講習は、次の各号に掲げる科目について行うものとする。

- 一 下水道の一般知識に関すること
  - 二 排水設備の法律的知識に関すること
  - 三 排水設備の新設、増設、改築及び撤去工事に係る事務手続き等に関すること。
- 2 更新講習は、毎年実施するものとする。
  - 3 更新講習の実施日については、会長が定める。

(登録更新の申し込み)

第20条 登録更新をしようとする責任技術者は、会長が定める期間内に、排水設備工事

責任技術者登録更新申請書（様式第9号。以下「登録更新申請書」という。）に、次の各号に掲げる書類を添えて、所属市町村に提出しなければならない。

- 一 写真1枚
  - 二 責任技術者証の写し
- 2 市町村は、登録更新の申請があったときは、名簿の登載者であることを確認のうえ、会長が定める期間までに、会長に送付するものとする。
  - 3 会長は、登録更新申請書の送付を受けた場合は、速やかに、申請者に更新講習の受講票（様式第10号）を送付するものとする。
  - 4 病気による入院等の特別の理由により、更新講習を受講できない責任技術者は、受講できない理由を証する書類等を添えて、事前に所属市町村を經由して会長に届け出なければならない。

#### （更新講習の実施）

第21条 更新講習の実施について必要な事項については、会長が別に定める。

#### （登録の更新及び期間）

第22条 会長は、登録の更新をしようとする責任技術者が更新講習を受講したときは、責任技術者証を作成し、所属市町村を通じて、既交付の責任技術者証と交換により交付するものとする。

- 2 登録更新による登録期間は5年とする。
- 3 第20条第4項の規定により届出を提出して正当な理由と認められた責任技術者は、登録期間終了後から次の更新講習を受講し、新たに責任技術者証の交付を受けるまでの期間、登録が停止される。
- 4 第20条第1項の規定により登録更新申請書を提出した責任技術者が病気等の特別な理由により更新講習を受講できなかったと認められる場合は、登録期間終了後から次の更新講習を受講し、新たに責任技術者証の交付を受けるまでの期間、登録が停止される。
- 5 会長は、前2項の規定にかかわらず、停止期間中の責任技術者に対して、特に認める場合は、次の更新講習を受講し、新たに責任技術者証の交付を受けるまでの期間、登録を認めることができる。
- 6 登録期間終了後に次の更新講習を受講し、新たに交付を受ける者の責任技術者証の有効期限は交付の日から5年を超えない3月31日とする。

## 第5章 雑 則

#### （手数料）

第23条 会長は、次の各号の一に該当する者につき、別表に定める手数料を徴収する。

- 一 試験を受験しようとする者
- 二 合格者のうち登録をしようとする者
- 三 登録更新をしようとする者
- 四 責任技術者証を紛失し、再交付を受けようとする者

#### （その他）

第24条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成4年10月1日から施行する。

附 則（改正平成11年4月16日）

この要綱は、平成11年度から適用する。

附 則（改正平成13年2月27日）

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（改正平成13年4月20日）

この要綱は、平成13年4月20日から施行する。

附 則（改正15年2月21日）

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（改正平成21年5月1日）

- 1 この要綱は、平成21年5月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、既に支部又は下水道管理者が実施した試験等に合格し、責任技術者として登録されている者については、その登録の有効期間内にこの要綱に基づき実施される更新講習を受講した場合に限り、この要綱により登録された責任技術者とみなす。

附 則（改正平成23年7月1日）

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則（改正平成24年4月25日）

この要綱は、平成24年4月25日から施行する。

別表（第23条関係）

区分	手数料	金額
(1) 試験を受験しようとする者	受験手数料	6,000円
(2) 合格者のうち登録をしようとする者	登録手数料	2,000円
(3) 登録の更新をしようとする者	登録更新手数料	7,000円
(4) 責任技術者証を紛失し、再交付を受けようとする者	責任技術者証再交付手数料	2,000円